

改定前 (2016年9月30日以前補償開始)	改定後 (2016年10月1日以降補償開始)
<p style="text-align: center;">通信販売に関する特約</p> <p>略</p> <p>第6条 (保険契約の継続)</p> <p>(1) この保険契約の満了する日 <u>より3か月前の日</u>までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。</p> <p><u>(2)</u> (1)の規定により、この保険契約が継続され、次条に規定する継続契約の初回保険料が払い込まれた場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。</p> <p><u>(3)</u> 継続契約における当会社の保険責任は、第3条 (保険責任の始期および終期) の規定にかかわらず、保険期間の初日の午後4時に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。</p> <p>略</p> <p>第10条 (継続契約に適用される <u>保険料率</u>)</p> <p>この保険契約に適用した <u>保険料率</u> が改定された場合には、当会社は、<u>保険料率</u> が改定された日以後第6条 (保険契約の継続) (1) の規定によって保険期間が開始する継続契約の <u>保険料率</u> を変更します。</p> <p>略</p> <p>第12条 (継続契約の告知義務)</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者になる者は、第6条 (保険契約の継続) (1) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項 (注) に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>以下、略</p>	<p style="text-align: center;">通信販売に関する特約</p> <p>略</p> <p>第6条 (保険契約の継続)</p> <p>(1) この保険契約の満了する日 <u>の1か月前の日の属する月の10日</u>までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容 <u>(注)</u> で継続されるものとします。以後毎年同様とします。</p> <p><u>(注) 第10条 (継続契約に適用される制度・料率等) に規定する場合を除きます。</u></p> <p><u>(2) (1)の規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がないかぎり、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。</u></p> <p><u>(3) (1) および (2) の規定により、この保険契約が継続され、次条に規定する継続契約の初回保険料が払い込まれた場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。</u></p> <p><u>(4) 継続契約における当会社の保険責任は、第3条 (保険責任の始期および終期) の規定にかかわらず、保険期間の初日の午後4時に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。</u></p> <p>略</p> <p>第10条 (継続契約に適用される <u>制度・料率等</u>)</p> <p><u>(1) この保険契約に適用した <u>制度・料率等 (注)</u> が改定された場合には、当会社は、<u>制度・料率等 (注)</u> が改定された日以後第6条 (保険契約の継続) (1) の規定によって保険期間が開始する継続契約の <u>制度・料率等 (注)</u> を変更します。</u></p> <p><u>(注) 普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。</u></p> <p><u>(2) (1)の規定により第7条 (継続契約の保険料および払込方法) から第9条 (初回保険料不払による継続契約の解除) までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。</u></p> <p>略</p> <p>第12条 (継続契約の告知義務)</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者になる者は、第6条 (保険契約の継続) (1) <u>および (2)</u> の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項 (注) に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>以下、略</p>